

参加者の有無を確認する公募手続きに係る参加意思確認書の提出を求める公示

令和7年5月12日

北九州市環境局サーキュラーエコノミー推進課

1 当該公募の趣旨

本市が処理している一般廃棄物のうち、事業系一般廃棄物は半数を占めており、その事業系一般廃棄物のうち食品廃棄物は約18%を占めている。

この食品廃棄物は、現在、主に焼却によって処分されており、リサイクルが進んでいない。そのため、令和7年度から、スーパー等から排出される食品廃棄物(事業系一般廃棄物)について、堆肥化に向けた実証が開始されたところである。

本業務は、当該実証における食品廃棄物(事業系一般廃棄物)の受け入れから処分(堆肥化)、堆肥化物の農業利用に至るまでの一連の行程を通じて、受け入れた食品廃棄物の性状、量、堆肥化過程への影響、堆肥化後の製品の状態、費用対効果、今後の展開等について、調査を行い報告書にとりまとめるものである。

本業務の遂行にあたっては、実際に、食品廃棄物(事業系一般廃棄物)の受け入れ及び堆肥化処理を行う必要があるため、北九州市内で食品残渣の堆肥化を目的とした一般廃棄物処分業許可をもつ特定の者を相手方とする契約手続きを行う予定としているが、当該特定の者以外の者で、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を求める公募を実施するものである。

公募の結果、応募がない場合、応募があっても3の応募要件を満たすと認められる者がいない場合、応募要件を満たすと認められる者がすべて辞退した場合は、特定の者との随意契約の手続きに移行する。

なお、3の応募要件を満たすと認められる者がいる場合は、指名競争入札又は指名型プロポーザルを実施する予定である。

2 業務の概要

(1)業務名

北九州市における食品廃棄物(事業系一般廃棄物)の堆肥化に係る調査委託業務

(2)業務内容

食品廃棄物(事業系一般廃棄物)の受け入れから堆肥化処理、堆肥化後の製品の利用に

至るまでの一連の行程について、以下の調査を行い、その調査結果についての報告書を作成するもの。

ア 調査

食品廃棄物の受入量、内訳、性状、堆肥化後の製品の評価等について、調査を行うこと。

イ 報告書の作成

アの調査結果について報告書を作成すること。報告書には、アの調査結果に加え、以下の項目についても記載すること。

・事業性検証(費用対効果検証)

排出事業者、収集運搬事業者、処分業者、農業法人、各々立場での事業性を検証すること(従来の焼却処分との比較も行う)。

・実証参加事業者へのヒアリング

・事業系一般廃棄物の削減効果についての検証

・収集運搬ルート効率化についての検証(エリア回収と個別回収との比較等)

・温室効果ガス削減効果等についての検証

・調査結果に基づいた今後の方向性(計画)の検証

(3)履行期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

3 応募要件

(1)基本的要件

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則(平成7年北九州市規則第11号)第6条第1項の有資格業者名簿(以下「有資格業者名簿」という。)に記載されていること。

ウ 有資格業者名簿に記載されている本店所在地又は受任地が北九州市内であること。

エ 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。

(2)基本的要件以外の要件

ア 一般廃棄物のうち食品残渣の堆肥化を目的とした処理について、北九州市から「一般廃棄物処分業許可」を得ていること。

4 手続き等

(1)契約担当課(問合せ先)

住所 北九州市小倉北区城内 1 番 1 号

担当課名 環境局グリーン成長推進部サーキュラーエコノミー推進課

電話番号 093-582-2630 FAX 番号 093-582-2196

(2)説明書等の交付期間、場所及び方法

ア 交付期間

令和7年5月12日から令和7年5月26日まで(閉庁日を除く。)の毎日、
8時30分から17時15分まで。

イ 交付場所

(1)に同じ。

ウ 交付方法

交付場所において配布します。

エ 交付書類

説明書、仕様書、参加意思確認書

(3)参加意思確認書の提出期間、場所及び方法

ア 提出期間

令和7年5月12日から令和7年5月26日まで(閉庁日を除く。)の毎日、
8時30分から17時15分まで

イ 提出場所

(1)に同じ。

ウ 提出方法

応募者は、「参加意思確認書」に応募要件を満たすことを証する書類を作成添付し、
提出期限までに直接持参すること。

(4)その他

ア 予算その他本市の事情により、当該公募手続の中止又は当該手続により行うこととなつた当該業務委託の指名競争入札又は指名型プロポーザルを中止する場合がある。

イ 詳細は説明書・仕様書による。